

答 申 第 1 4 4 号
令和 6 年11月29日
(諮問公第167号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の内容に係る公文書について、一部開示決定とした決定は、これを取り消し、全部を開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和5年10月16日付けで次のとおりの公文書開示請求を行った。

ア 奄美大島における血液製剤供給体制意見交換会の議事録（令和3年3月、中村副知事開催、奄美市長、瀬戸内町長、龍郷町長、宇検村長、大和村長らが出席）

イ 第1回奄美大島における血液製剤供給体制検討会議の議事録（令和3年5月）

ウ 第2回奄美大島における血液製剤供給体制検討会議の議事録（令和4年5月）

エ 第3回奄美大島における血液製剤供給体制検討会議の議事録（令和4年8月29日）

これに対し実施機関は、令和5年12月14日付け薬第264号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和6年1月28日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

請求に係る処分を取り消し、全開示とする裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 一部不開示とした部分について、不開示とした具体的な理由が具体的に提示されていない。不開示部分が公になると、どのような根拠によって、今後の検討会において率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるのか。

イ 対象となっている奄美大島における血液製剤の供給体制に係る意見交換会や奄美大島における血液製剤供給体制検討会議は、医療機関、縣市町村、赤十字血液センターで行っている会議である。それぞれが公的機関であり、かつ公的な役割をになっている法人である。参集している出席者の責任は重く、誰がどのような見解を述べているのかはすべて公開されるべきである。

ウ 「奄美大島における血液製剤供給体制検討会議」という非常に大きなテーマを扱っている会議に参加する行政職員および、公的役割を担う日本赤十字社が、外部からの圧力や干渉の影響を受けることを懸念し、「発言を躊躇する」、ましてや「今後の検討会への参加を拒否」することは、県民、国民に対し無責任とも受け取れる行為である。

エ 「おそれ」は明確かつ具体的な支障ではない。支障があるとするなら明確な支障例の提示がなければ承服しかねる。

オ 「外部」とは具体的にどのような人・団体のことを想定しているのかが漠然としていて理解が困難である。また、支障例の明確さを求めたのに対し、「可能性が想定される」との弁明は、起こるか起こらないかわからない、あいまいとした可能性を懸念していることに過ぎず明確さに欠けており承服しかねる。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 平成30年3月に奄美大島の血液製剤備蓄所（以下「備蓄所」という。）が撤退し、血液製剤の安定供給が課題となったため、令和3年3月18日に奄美大島の5市町村の市町村長と県医師会長、鹿児島県赤十字血液センター所長、県立病院局県立大島病院及び県副知事等で、奄美大島における血液供給体制に係る意見交換会を開催し、その後担当者レベルで検討会を実施している。
- (2) 検討会における協議では、血液製剤の安定供給の手段について、医療機関側が求める「備蓄所等の設置」と県赤十字血液センター側が提案する「ブラッドローテーションの実施」等の意見が出されているが、結論の方向性が定まっておらず、検討会を継続的に開催している状況である。
- (3) 協議が継続しており、意思決定前の状況で発言者が特定された場合、発言者が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける。このような場合、あるいは発言者がこのような場合を想像することにより、参加者が検討会において発言を躊躇することで、率直な意見の交換が不当に損なわれる。
また、発言者が外部からの圧力や干渉等の影響を理由に今後の検討会への参加を拒否した場合、今後の検討会における意思決定の中立性も不当に損なわれることとなる。
- (4) 不開示部分が公になることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、鹿児島県情報公開条例第7条第5号に該当すると判断し、県立病院局を含む県職員以外の発言者が特定される部分を一部不開示とした。
- (5) 「明確な支障例」については、上記のとおり、参加者が率直な意見交換を躊躇する場

合、発言者が外部からの影響により参加を拒否する場合と出席者が率直な意見を発言しなくなる可能性が想定される。

- (6) 検討会においては大きく「備蓄所の設置」「ブラッドローテーションの実施」の2つの意見があり、それぞれについて賛否が分かれており、発言者が特定されると、それぞれ対立する意見の立場の人や団体から当該発言者が干渉を受けることが考えられる。
- (7) 当該検討会における出席者は、奄美大島における血液製剤の安定供給に関わる機関の立場として出席しており、その発言内容も機関としての意見である。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和6年3月21日	諮問を受けた。
4月30日	諮問実施機関から弁明書の写しを受理した。
6月3日	諮問実施機関から反論書の写しを受理した。
令和6年10月23日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
11月27日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 対象公文書について

本件対象公文書は、「奄美大島における血液製剤供給体制意見交換会」及び第1回から第3回までの「奄美大島における血液製剤供給体制検討会議」の議事録である。その内容としては、意見交換会及び各検討会の日時、場所、出席者名、会次第、当該会議における発言者名及び意見等が記録されている。

実施機関は、上記3(4)のとおり、本件対象公文書に記録された発言者名及び意見等のうち、県立病院局を含む県職員以外の発言者が特定される部分について条例第7条第5号に該当するとして不開示としている。

審査請求人は本件処分の取り消しを求めていることから、本件不開示部分の該当性について検討する。

イ 条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）該当性について

(ア) 条例第7条第5号

条例第7条第5号は「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については不開

示と定めている。

(イ) 条例第7条第5号該当性について

実施機関は、本件不開示部分について、発言者が特定された場合、当該発言者が外部からの圧力や干渉等の影響を受けると主張しており、そのことを理由に当該発言者が今後の検討会における発言を躊躇したり、今後の検討会への参加を拒否することによって、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると主張している。

2(1)アに記載する意見交換会の出席者については、奄美大島本島の5市町村長、県医師会長、県赤十字血液センター所長、県立大島病院及び県副知事等であり、2(1)イ、ウ、エに記載する検討会の出席者については、奄美大島本島5市町村、県医師会、県赤十字血液センター、県合同輸血療法委員会、県立病院局、県立大島病院、名瀬徳洲会病院等の担当者が出席しており、血液製剤の供給に関わる関係機関としての職責を担う方々が出席している状況である。

当該意見交換会及び検討会においては、奄美大島における血液製剤の安定供給について技術的な手段の議論が行われているところであり、具体的には、医療機関側が求める「備蓄所の設置」と県赤十字血液センター側が提案する「ブラッドローテーションの実施」の2つの意見があり、それぞれについて、出席者の間で賛否が分かれている状況である。

実施機関は、発言者が特定された場合、それぞれ対立する意見の立場の人や団体から当該発言者が干渉を受けることが考えられると主張する。しかし、直接検討会に対して外部からの血液製剤の供給体制に関する意見等は届いていないとのことであった。

また、実施機関は、外部からの圧力や干渉等を理由に、当該発言者が今後の検討会における発言を躊躇したり、今後の検討会への参加を拒否する可能性を主張している。しかし、上述のとおり、各出席者は血液製剤の供給に関わる関係機関として職責を担う方々が出席しており、血液製剤の安定供給について技術的な手段をそれぞれの立場で議論しており、安定供給に向けた機関としての意見の発言を躊躇することや、今後の検討会への参加を拒否するとは考え難い。

これらを踏まえると、本件議事録について発言者が特定されたとしても、今後の検討会における率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるという実施機関の主張は認め難い。

したがって、本件不開示部分は条例第7条第5号には該当しない。

ウ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。